

令和6年3月29日告示第36の3号

令和7年3月31日告示第 62号

水俣市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴い水俣市で新生活を始める夫婦を経済的に支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、当該新婚世帯に対して、予算の範囲内において水俣市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻の届出が受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得（婚姻日から1年以内に取得したもの）費用 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（以下「補助対象期間」という。）に婚姻を契機として新たに市内に住宅を取得し、又は市内に住所を有する法人又は個人に請け負わせて住宅を建築した際に要した費用をいう。
- (3) 住宅リフォーム（婚姻日から1年以内に発注、契約したもの）費用 補助対象期間における婚姻を契機として市内に住所を有する法人又は個人に請け負わせて市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、次に掲げる費用は除く。
 - ア 倉庫及び車庫に係る工事費用
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
 - ウ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る費用
- (4) 住宅賃借費用 補助対象期間における婚姻を契機として市内に住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料（1箇月分に限る。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費（1箇月分に限る。）及び仲介手数料をいう。
- (5) 引越費用 補助対象期間における婚姻を契機として前3号に規定する住宅（以下「新住宅」という。）に引っ越しをするために市内に住所を有する引越業者又は運送業者に支払った実費をいう。
- (6) 新婚世帯の所得 新婚世帯の4月から6月の申請にあつては前々年分、7月から翌年3月の申請にあつては前年分の世帯所得をいう。

(補助対象となる新婚世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻の届出の受理日における新婚世帯の年齢のいずれかが39歳以下であること。
- (2) 補助金を申請する日（以下「申請日」という。）における新婚世帯の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録された住所が、水俣市内かつ新住宅の住所と同一であること。
- (3) 水俣市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住でないこと。
- (4) 新婚世帯の双方が水俣市に5年を超えて居住する意思があること。

- (5) 新婚世帯が申請日において、居住する地域の自治会に加入していること。
- (6) 新婚世帯の双方が市税（申請日において水俣市又は転入前の市区町村により賦課されている市区町村税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (7) 新婚世帯の双方が生活保護法（昭和25年法律第81号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (8) 新婚世帯の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 過去に水俣市及び他の地方公共団体において、この制度に基づく補助を受けたことがある者が含まれる世帯でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象期間において支払いを行った住宅取得費用、住宅賃借費用、住宅リフォーム費用及び引越費用とする。ただし、国又は他の地方公共団体及び水俣市におけるこの補助金と同様の趣旨による補助金等の支給の対象となっている費用を除く。

2 補助金の額は、前項に規定する住宅取得費用又は住宅賃借費用、住宅リフォーム費用及び引越費用を合算した額とし、上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を補助金の額から除く。

- (1) 結婚時点において夫婦共に29歳以下の世帯かつ新婚世帯の所得が500万円未満（この場合において、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済がある場合、所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額を含め、当該所得を算定するものとする。以下同じ。） 60万円
- (2) 結婚時点において夫婦共に39歳以下の世帯かつ新婚世帯の所得が500万円未満（前号に該当するものを除く。） 30万円
- (3) 結婚時点において夫婦共に29歳以下の世帯（前2号に該当するものを除く。） 20万円
- (4) 結婚時点において夫婦のいずれかが39歳以下の世帯（前3号に該当するものを除く。） 10万円

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水俣市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 新婚世帯の住民票の写し
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 第3条第4号の要件が証明できる書類の写し
- (4) 第4条第2項各号の所得が証明できる所得証明書の写し
- (5) 申請者の本人確認書類の写し
- (6) 新婚世帯のうち市税を納める義務のある者についての滞納がないことを証明する書類

- (7) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を受けている場合に限る。）
- (8) 売買契約書又は工事請負契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し（住宅取得費用を支払った場合に限る。）
- (9) リフォーム工事請負契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し（住宅リフォーム費用を支払った場合に限る。）
- (10) 賃貸借契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し（住宅賃借費用を支払った場合に限る。）
- (11) 住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅手当が支給されている場合に限る。）
- (12) 引越費用に係る領収書その他の支払を確認することができる書類の写し（引越費用を支払った場合に限る。）
- (13) 誓約書（様式第3号）
- (14) 同意書（様式第4号）
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象期間に行わなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、水俣市結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により、補助金の交付を不適当と認める場合は、水俣市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに水俣市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求額を交付するものとする。

（報告等）

第8条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に水俣市から転出した場合
- (2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定により交付決定の全部又は一部の取り消しを決定したときは、水俣市結婚新生活支援補助金交付取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、水俣市結婚新生活支援補助金返還通知書（様式第9号）により返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第8条から第11条までの規定は同日後もなおその効力を有する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正については、告示の日から適用する。